

平成25年2月定例教育委員会会議録

(1) 開会及び閉会に関する事項

平成25年度2月21日(木) 三好市教育委員会 会議室
開会 午後14時00分
閉会 午後16時00分

(2) 出席委員の氏名

委員長 小松 正 委員長職務代理者 岡本 佳代子
委員 森本 久美子 委員 谷 敏司
教育長 倉本 淳一

(3) 委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名

◆出席職員

教育次長 田岡 啓子
学校教育課長 伊原 清幸 生涯学習課長 鈴木 良英
文化財課長 中岡 久雄 学校教育課企画監 湊 政己
教育指導主事 喜多 雅文 スポーツ健康課長補佐 黒田 良枝

◆傍聴人 0名

(4) 議事録署名者の指名

岡本 佳代子 委員

(5) 報告事項

(倉本教育長)

2月1日、社会体育施設協議会を開催いたしました。これは社会体育施設の使用料金の統一化を図るということで第2回目の会議が開催されました。条例の改正案につきましては担当課より後程ご説明をいたします。

2月3日、東祖谷保育所、小学校、中学校竣工式を挙行いたしました。委員の皆様には大変ご多用の中ご出席いただきましてありがとうございます。おかげで、盛大に開催出来たのではないかと思います。

2月5日、臨時議会が開催されました。祖谷の平家屋敷の購入につきまして議会の承認が必要ということで開催をしたのですが、この件についても担当課の方よりご報告させていただきます。

2月7日、小・中学校の校長会を開催いたしました。これは、文科省の体罰の調査を実

施するにあたって、校長先生方に寄っていただいたものです。

2月12日、教職員人事異動第2次面接をいたしまして、それを受けまして午後と翌日の午前中に校長先生方と面接をして、県の意向を伝えました。

2月13日の午後、市職員の防災訓練が中央公民館で行われました。

次に行事予定ですが、2月25日から26日まで教職員人事異動第3次面接を行うことになっております。3月12日、教職員人事異動面接を受けて人事異動の内申の確認をいたしまして、その日の16時から、臨時の教育委員会をお願いしたいと思っております。ただ、この日は議会の一般質問の2日目になっており、少しお待ちになっていただくことになるかもしれません。3月13日、教職員人事異動調印になります。これを受けまして3月14日、15時から臨時校長会を開いて、校長先生方に内々示をいたします。3月15日から19日は、卒園・卒業式がございまして、また委員の皆様にはご足労をおかけしますがよろしく申し上げます。3月23日の土曜日、富士正晴高校文芸誌授賞式を実施いたします。またご案内いたしますのでよろしく申し上げます。

次回の定例会教育委員会は議会の関係があり、3月27日でしょうか。

(谷委員)

私は、その日予定が入っています。他の日が難しいのであれば、欠席させていただいてもよろしいでしょうか。

(倉本教育長)

25、26日が文教厚生委員会でその後はまた、議会になりますので27日以外は難しいので、申し訳ございませんが、27日でよろしく申し上げます。

(委員)

わかりました。

(伊原課長)

教育長の日程の追加になりますが、3月21日の木曜日に平成25年度奨学金の募集の選考委員会を開催したいので、またご案内をさせていただきます。

(委員)

大丈夫です。

(伊原課長)

では、その日程でご案内させていただきますのでよろしく申し上げます。

(6) 議題および議事の概要

【議題】

- ① 1月定例会議事録の承認について
- ② 廃校に伴う指定校の規則改正について

- ③ 教職員の私有車の公務使用に関する要綱の改正について
- ④ 平成25年度当初予算の概要について
- ⑤ 平成25年度三好市教育委員会重点施策について
- ⑥ 平成24年度卒業式、平成25年度入学式について
- ⑦ その他

(小松委員長)

議題に移りたいと思います。

議題①1月定例会議事録の承認についてです。事前に送っていただいておりますがどうでしょうか。

(谷委員)

私の発言したところですが、26ページの上から数行目の「その選考は選考の中に」というところ。「募集を出している」のに対して、「それは文芸部があるところだけに出しているのですか」という質問だったと思います。「その要綱は学校の中に文芸部があるかないか」という話でした。

(岡本委員)

26ページの鈴木課長さんの話のところ、1行目の最後「PRをして知っていただく」というのも議題にありますので、ということは「意義がある」ということですよ。

(鈴木課長)

そうです。

(岡本委員)

2ページの教育長さんのお話のところ、「特にここでは普通学級の場合ですと、2学年以上の学級はありません」ということですよ。

(伊原課長)

ここは、「2学年以上の複式学級」ということですか。

(岡本委員)

3学年以上がないということですよ。2学年だと複式学級です。それから「3学級以上ある」とありますが、「3学年以上ある」ということですよ。

(伊原課長)

はい。そこは訂正させていただきました。

(岡本委員)

5ページの上のところ、「あれだけの人を引っ張っていく責任があると思います」にしてもらってもいいですか。

(伊原課長)

わかりました。

(小松委員長)

議事録はいま言ったことを含めて修正していただいて、基本的には承認ということでもよろしくをお願いします。

議題②廃校に伴う指定校の規則改正についてです。説明をお願いします。

(伊原課長)

廃校に伴って指定校の変更をする必要がありますので、規則の改正が必要となります。小学校、中学校の別表の改正後のところをご覧ください、備考のところでは東谷小学校、太刀野山小学校を太字の表記で書いている。例えば、芝生小学校であれば東谷小学校、太刀野山小学校のところの表記を備考の欄に入れさせていただきました。廃校に伴う整理でございます。この規則につきましては平成25年4月1日から施行するということで、規則の改正をお願いしたいと思います。改正前であれば、左の学校名の4番目に東谷小学校の欄がありましたが、この部分が削除されました。削除されると前の学校がわかりませんので、芝生小学校の備考欄に東谷小学校と太刀野山小学校を太字で書かさせていただきました。これで、この地区はこの指定校になりますよという表現になります。

(小松委員長)

廃校でここが消えたので、備考でわかるようにしていますということですね。

(谷委員)

野呂内、出合、漆川小学校は休校だったのですか。

(伊原課長)

そうです。休校でした。

(谷委員)

今回、廃校になったのですね。

(伊原課長)

廃校についてはもうすでにご承認をいただいて、条例が4月1日から施行ということになります。それに伴い指定校の所属が変わりますので、今回議題に出させていただきます。

(小松委員長)

事務上の問題ですが、どうでしょうか。

(委員)

大丈夫です。

(小松委員長)

これについては、このとおりの改正をお願いします。

議題③教職員の私有車の公務使用に関する要綱の改正についてです。よろしくをお願いします。

(伊原課長)

この件については、三好市幼稚園・小・中学校職員の私有車の公務使用に関する要綱の改正でございます。内容は、第9条の(4)の部分で、いままでは1日について200キ

ロメートルを超えない県内旅行であることという制限でしたが、これを200キロメートルを超えない四国内旅行ということで、県内の範囲を四国内に拡大変更します。

それから、以前は「運行時間、及び運行距離についてはこの限りではない。」という表現でしたが、「地域の交通事情等により所属長が特に必要と認める場合には、運行時間、運行距離及び運行範囲についてはこの限りではない。」という表現に変えさせていただいております。以上です。

(小松委員長)

改正前にある(児童生徒を同乗する場合は除く)というカッコの部分が、改正後はありませんが削除したのですか。

(伊原課長)

はい。削除しました。

(小松委員長)

なぜでしょうか。改正前は、児童生徒が乗った場合は、もっと厳しくするという意味ですよね。改正後は、児童生徒が乗っていても乗ってなくてもこの新しい規制にするのか。それから児童生徒が乗っていてもここまで緩めるのですか。

(伊原課長)

削除理由ですが、11条の方に、職員は出張命令権者がやむを得ない事情であると認められた時のみ、児童生徒を同乗させることができるという規定があります。どういう場合かと言いますと、負傷または疾病などの救急業務、非常災害の場合の救急保護、あらかじめ出張命令者が承認したものに限り、学校の管理下において行われる教育活動であって通常利用できる交通機関の運用が極めて低い、それから用務が早朝又は深夜にわたって又は用務先が多いため、通常の交通機関が著しく不便な時、通常利用で行ける交通機関が利用できない時、この場合に限るとというのが11条にあり、今回で9条の(4)の(児童生徒を同乗する場合は除く)というカッコ内の削除をすることになりました。

(小松委員長)

それではこの改定については承認ということでよろしくをお願いします。

議題④平成25年度当初予算の概要についてです。説明をお願いします。

(田岡次長)

3月定例会では、予算関係の他に条例改正の議案が3件ございますので併せて説明させていただきます。

それでは、25年度当初予算の概要について、お手元に配布いたしました資料でご説明いたします。

25年度教育費の予算総額は、22億46,752千円となり昨年に比べて、3億96,238千円の減額となっています。

減額の主な内容は、中学校施設整備事業である耐震化工事の終了によるものです。また、文化振興に関する事務の移管に伴う予算の減額などによるものです。

新たな事業費の計上もありますが、人件費の減なども含めて総体的にマイナスとなっています。

それでは、各課の主要な施策についてですが、学校教育課では、学校施設整備については、平成25年度、26年度の2か年事業で西井川小学校校舎、体育館を改築します。今年度事業の内容は、工事請負費・監理委託料の40%程度、その他仮設校舎等諸経費で小学校建設費総額442,576千円を計上しています。また、小中学校の情報機器の老朽化に伴い職員・児童生徒用パソコンの更新などICT環境整備を行います。

次に生涯学習課では、本年は富士正晴氏の生誕百周年記念の年となり、記念事業として山城町大野にあります「富士正晴資料室」を山城公民館へ移転、併せて同人雑誌賞授賞式の開催、また引き続き全国高等学校文芸誌賞などの事業費4,590千円を計上しています。公民館関係では施設の老朽化による上野分館屋根修繕費5,660千円等を計上しています。

文化財課では、平成24年度において購入した旧阿佐家住宅（通称：平家屋敷）の復原修理を行うための工事に本格着手するため、解体工事、痕跡調査、地盤調査、外構工事などで53,750千円計上、平成27年度まで事業継続の予定です。完成後は、市の公開施設として祖谷平家伝説を後世に伝える歴史文化遺産として保存、活用を目指します。また、落合伝統的建造物群保存地区における文化庁補助事業として保存修理事業1件2棟、防災計画の策定に着手、また、観光課と連携を図りながら空き家再生事業（2軒5棟）を文化庁事業との合併施工により実施、井川町辻地区町並み学術調査報告書作成などを実施します。

最後にスポーツ健康課では、池田総合体育館舞台装置の修繕費などを含む社会体育施設の維持管理費など経常的な予算となっています。また、社会体育施設の条例改正により市内社会体育施設の使用料金の平準化を図ります。今後、給食センター統合にむけての設計委託費や三野堤外地整備予算などが見込まれています。

ご質問等もあろうかと思いますが、後ほどまとめてお願いしたいと思います。

次に、三好市社会体育施設条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。お手元に配布した資料をお願いします。この条例改正は、先ほど教育長からもお話がありましたように、社会体育施設の使用料金等が統一されていないため、今回使用料金の平準化を図るため基本の料金単価等の改正をお願いしますものです。

改正内容は、第2条 名称及び位置に関する別表第1、第3条 開館時間及び休館日に関する別表第2、第11条 使用料等に関する別表第3を改正するものです。

別表第1では、西祖谷運動公園の一部である野球場が4月から、西祖谷中学校の学校施設となるため変更し、名称を西祖谷多目的広場と改正します。また、新しく三好市西祖谷一字運動公園として三好市西祖谷山村一字251番地に、現在の西祖谷中学校体育館等を設置するものであります。

別表第2では、管理人がいない施設については使用時間を8時～18時、夜間照明があ

るところについては22時までと使用時間を統一し改正するものです。

次に使用料等に関する別表第3では、施設の規模や現況に基づき、料金体系、区分をできる限り統一し、使用料の平準化を図り改正するものです。但し、この結果三好市三野グラウンド、三好市三野体育館及び三好市三野テニスコートに関しては、大幅な料金改定となるため段階的な措置を講ずるものであります。

この条例は、平成25年4月1日から施行しますが、使用料については、平成25年7月1日以後の使用に係る使用料から適用します。これは、施設の運用上、料金改正等への周知期間も必要であるためです。また、経過措置については、最後にある表のとおり2段階を設けております。三野の場合、例えば、9時から13時までの4時間を1回として料金を500円としているため、これを他の施設のように1時間単位の使用料金の設定に改正したため、使用料金の大幅な値上げとなりました。この件については、社会体育施設協議会の中でも緩和措置が必要との意見もありましたので、この措置を講じました。

また、市内料金、市外料金の設定も協議会では決定致しましたが、市長協議により交流人口の促進などにより設定をなくしました。近隣町村では、美馬市は1.5倍、東みよし町は、施設の状況もありますが、町民は無料で町外料金のみを設定しております。以上であります。

文化財関係の話もありますので、文化財課の話が終わりまして何かありましたらご質問いただけたらと思います。文化財課長お願いします。

(中岡課長)

資料の通り、説明させていただきます。条例2件の提案をさせていただきます。1ページの条例でございますが、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第11条の規定に基づいて設置する協議会ということになります。この協議会は、歴史的風致維持向上計画の策定、変更、実施に関する連絡調整を行うために設置する必要があるということで設置しておりました。本日の教育委員会では、歴史的風致維持向上計画の設置は伝えておりました。これが皆様のお手元にお配りしています計画書です。これは平成22年11月に策定されておまして、すでに教育委員会の中の要綱で協議会が設置されており、このたび三好市の附属機関としての要素があるということで、地方自治法の138条の4というところの第3項の中で、三好市が統一してこの附属機関を条例化で統一化しようということで、このたび要綱から条例化するものということで、内容的には新しいものではなく従来からのものですが、三好市の条例として制定するという条例の中身でございます。内容については、従来通りですので省略させていただきます。

次に3ページをお開きください。3ページの条例でございますが、これは三好市伝統的建造物群保存地区保存条例がありまして、条例の中の第5条の規定による伝統的建造物群保存地区保存計画という計画がございますが、この実施にかかる防災地区の防災計画を策定する必要があるということで、策定するために委員会を立ち上げ、その中で専門の学識経験者の方々に委員となっていただいて作成をする必要があるということです。これは、

後ほど予算のところでも出てきますので省略させていただきますが、国の補助事業として実施するという条例でございます。組織的には、第3条で委員の数を20人以内で組織する。この20人以内というのは、新に20人をお願いするというのではなく、今現在、落合の伝統的建造物群保存地区に審議会がございます。その審議会の委員さんをお願いする形です。それに加えて、新たに防災専門の大学の先生などをお願いするという形をとっております。任期は、第4条で2年となっております。あと第5条から6条、7条については、通常の委員会を行うための条文でございます。附則として、平成25年4月1日から施行するという条例でございます。

続きまして、予算についてですが文化財課で予算をお願いしております主な事業計画概要です。5ページでございますが、9款5項6目に文化財保護費がございます。文化財保護費の中で①井川町辻地区町並み調査業務は継続事業でございます。平成23年度から25年度までの3ヶ年で学術調査を行うということで、平成25年度に調査報告書を作成するといった委託料126万円を計上しております。

②伝統的建造物群保存地区建造物屋根塗り替え事業補助金でございますが、これも継続事業でございます。平成22年度から継続しております。予算費目は負担金及び交付金で330万円を予定しております。平成25年度の予定は10棟です。

③伝統的建造物群保存地区保存修理事業、これも継続でございますが、落合伝統的建造物群保存地区内における伝統的建造物等（特定物件等）の保存修理を行う個人に対しての補助事業でございます。補助率は、10分の8以内の額で、内訳は国が65%、県10%、市25%。事業費の2割が自己負担ということになります。平成25年の予定として1件2棟でございます。予算費目は負担金及び交付金で868万円の予算計上をしております。

④重要文化財建造物等公開活用事業（観光課：空き家再生等推進事業）、事業内容は文化財課は新規ですが、観光課は継続となっております。落合伝建地区内の伝統的建造物等（特定物件等）の空き家の保存修理については、平成22年度から国交省所管の空き家再生等推進事業により観光課が担当し実施してきておりましたが、本年度実施する保存修理（空き家再生）事業（2件5棟）については、平成25年度から文化庁の重文公開活用事業の補助採択を受け実施することとなりました。これまでは国交省単独の予算で観光課が行っておりましたが、平成25年度は国交省と文化庁を合わせた形の合併施行により実施することとなりました。施行区分は、文化財課は文化庁事業として保存修理する物件の構造と外観（茅葺屋根を含む）事業を担当します。国交省事業については、古民家を再生する事業の内装関係全般を担当するという振り分けで実施するような形になりました。補助率は文化庁補助が65%あります。国交省事業は50%です。参考として、平成22年度、23年度国交省補助で22年度は1件1棟、23年度は1件2棟でしたが、25年度は2件3棟を予定しております。予算費目としては、旅費83,000円、需用費38,000円、委託料5,618,000円、工事請負費56,201,000円で文化財課が担当する合計が61,940,000円でございます。それ以外には観光でも予算計上がなき

れています。

⑤伝統的建造物群保存地区の防災計画策定業務、これは新規事業でございます、先程、防災計画策定委員会の設置条例を制定する条例のご説明しましたが、落合伝統的建造物群保存地区保存計画に登載されております防災計画策定に係る経費については文化庁補助。これは、補助率2分の1の採択を受けて策定します。策定に当たっては、三好市伝統的建造物群保存地区防災計画策定委員会（仮称）を市の付属機関として設置し策定を行います。実施期間は25年度から26年度の2ヶ年を予定しております。予算費目としては、報酬252,000円、旅費（費用弁償）83,000円、需用費38,000円、委託料4,556,000円の合計4,929,000円を予定しております。

7ページの9款5項9目の歴史的風致保存事業費の①「旧阿佐家住宅（通称：平家屋敷）」保存修理事業（社会資本整備総合交付金事業）を予算計上しております。これについては平成24年度に建物を購入したということで継続事業になっております。事業内容は、祖谷平家伝説のシンボリック建造物である旧阿佐家住宅（通称：平家屋敷）の復原修理を行い歴史文化遺産として公開活用します。25年度の施行内容は、解体工事、痕跡調査、地盤調査、外構工事などを実施します。実施期間として24年度から27年度の事業計画を持って事業を実施するというので、25年度の予算計上額は53,750,000円でございます。先程お配りしましたのが説明資料でございます。これは2月5日に第1回の臨時議会の際に議案説明の資料として配布し説明しました資料でございます。時間の関係で省略させていただきますが、1ページの1番は阿佐家住宅の概要について書いております。現在の阿佐家は築150年くらいと聞いておりますので、非常に老朽化しております、緊急の保存修理事業を要する形で、所有者の方のご理解を元に平成24年度において三好市が購入しまして、今年度は一応発注はするのですが、本格的に25年度から27年度にかけて整備をするといった内容でございます。2ページは2番に買取価格決定の根拠等について、3番目に保存修復事業計画についてということで、この計画の中で、三好市歴史的風致の維持及び向上計画に基づいて行う事業ということで、国土交通省の補助金2分の1を活用して保存修理を行うものでございます。3ページに保存修復工事の工事配置図を書いております。真ん中の赤で囲んだところが復原の物件ということになります。それぞれ青の部分は撤去物件であったり、黄色の矢印で書いているところは新たな動線計画です。今現在、阿佐さんの居住の部分についてですが、代替住宅建設予定地と書かれているところがあるのですが、ここは現在、納屋ですが、ここに代替の住宅を建設させてもらいたいということで、所有者の要望もあり、これは徳島県の指定有形文化財ですので県教委に協議いたしましたところこれはやむをえないという判断の元にこういった形になっております。私共としましたら、なるべく歴史的風致を損なわないということが基本でございますので、尚継続して所有者の方にはお願いをしているところです。出来れば、敷地外に出ただけであればという要望が議会の議員さんからいただきまして、さらに継続して所有者の方をお願いをするということをしております。5ページが平成6年頃の阿佐家住宅で茅

葺屋根の写真が写っております。6ページは、県指定有形文化財（建造物）阿佐家住宅及び屋敷林、庭園、石垣、石段、前庭を含む屋敷構え、附として棟札が1枚あるのですが、これも全て県の指定文化財になっております。7ページは、現在の阿佐家の写真でございます。平成11年にトタンで葺いて雨漏りを防止するために修復して現在に至っております。8ページから11ページは、それぞれの部分の写真を添付しております。最後に12ページ、この保存修理事業の年度別の事業見込額を書いており、主な事業内容などを書いておりますが、平成27年度までの予定で修理事業を行う計画でございます。

次に②「川人家長屋門」保存修理事業補助ということで、これも阿佐家住宅と同じ形態でございます。国交省所管の社会資本整備総合交付金事業という補助金をいただいでる執行ということでございます。事業内容ですが、新規事業でございます。川人家長屋門は、古い街道沿いに栄えた農村集落西山地区に与組庄屋の形式を今に伝える豪壮な建造物で、安永年間に創建されたものと云われております。築後約240年が経過し、現在の屋根は平成5年、6年の2箇年で葺かれたもので、約20年が経過し、傷みが激しく葺き替えが必要となっております。

そこで、歴史的風致維持向上計画において認定を受け、国の社会資本整備総合交付金事業の補助を受け、茅葺屋根の葺き替え工事を行うもので、歴史的風致の維持が図られるものです。執行形態は、所有者へ補助金を交付するといった形で、葺き替え費用の3分の2以内ということで交付するものでございます。財源的には、国が3分の1、市が3分の1、所有者が3分の1ということになります。予算計上の事業費は14,443千円でございますが、これは最大見積もりでございます。なるべく安い形で執行できるように協議中でございます。予算費目は、負担金補助及び交付金ということを計上しております。

8、9ページは、先程もご覧いただきました徳島県の文化財の冊子から抜粋したものを添付しておりますので、ご参考いただけたらと思います。

（倉本教育長）

先程私が言いましたが、臨時議会についてですが、平家屋敷を購入するために議会の承認が必要なために開いた議会ですが、説明を文化財課長の方よりお願いします。

（中岡課長）

議会の議決すべき契約の財産の取得に関する条例というのがありまして、この中で2,000万円を超した財産の取得は議会の議決がいるということで、臨時議会において、阿佐家住宅取得の承認をいただいたのでご報告します。内容は先程資料でご説明させていただいたとおりでございます。

（倉本教育長）

付け加えますと、三好市と阿佐家さんとの売買契約は成立したのですが、議会の承認がなければ正式な売買契約として認められないので、議会の承認をいただいたということでございます。

（中岡課長）

もう1点、2月5日に議会で議決され、所有者の要望で2月7日付けで所有権移転の手続きをしてほしいという要望を受けまして、2月7日で所有権移転登記が完了いたしました。

(岡本委員)

阿佐家住宅については、建物だけですか。この土地は借りるのですか。

(中岡課長)

資料4ページをご覧ください。水色の色がついたところが宅地の部分になります。黄色が屋敷の裏の屋敷林の部分です。ピンクが既設の車道になります。

(岡本委員)

この車道は私道ですか。

(中岡課長)

私道になります。既設車道は共有部分ということで、阿佐さんもここに代替え住宅を建てるのであれば共有することになるので、2分の1ずつ負担し合うということです。面積の2分の1は市が借りるという形です。緑が新たに新設する歩道の借地の部分で、現在は畑ですが水路の際に新たに畑をお借りして、赤に塗った道があるのですが、そこに繋げて石段を上に行く。

(森本委員)

借地と言っていましたからこれから払うのですか。

(中岡課長)

はい。

(岡本委員)

半分の面積を借りるということですよ。

(中岡課長)

ピンクの部分の道路は両方使いますので、半分になります。宅地は市が借ります。

(岡本委員)

しかし、阿佐さんがこの宅地の横に建てた場合はどうなるのですか。

(中岡課長)

横の部分は借りていない場所になりますので、大丈夫です。

(小松委員長)

屋敷林も借りるのですか。

(倉本教育長)

屋敷林は木材を購入していますので、その管理のために借りました。

(小松委員長)

一時的ですか。

(倉本教育長)

一時的と言いますか、木材は切るつもりはありません。屋敷林も含めた阿佐家の景観で

すので、木は買ったが下の土地は他人の土地というわけにはいきませんので、そこを借地にした。

(中岡課長)

借地については30年契約です。30年で契約した中身は地上権設定登記をして、30年先で代が代わって、知らぬ間に土地の所有者が変わっていたとかがないように地上権設定をいたします。これも所有者の同意の元に当然行われます。以上でございます。

(小松委員長)

まず予算全般からいきます。

(谷委員)

1点いいでしょうか。6ページ⑤の防災計画策定業務ということで、委託料というのは計画を立てるために業者をお願いして、防災計画を立てるための委託料ですか。

(中岡課長)

そうです。策定委員会は、報酬と旅費と、旅費は文化庁の係官の旅費ということです。それと、需用費だけと委託料はコンサルになります。

(小松委員長)

例年ですと、各項目の入った予算概要でしたが、今年はないのでしょうか。

(田岡次長)

実は、まだ本来の予算書は出来上がっていない状態です。予算は確定されているのですが、その分はまだ届いていません。

(小松委員長)

各課単位の金額と教育総務費とか小学校費とかしかわかりません。ただその中で重点的な部分については先程説明があったと思います。

小学校新設は、新たに西井川小が始まって、辻小は今年で終わりですか。

(倉本教育長)

24年度で終わりです。

(小松委員長)

新たに、西井川小が入ったということですね。小学校の学校建設はそれだけですか。

(田岡次長)

そうですね。ただ、工事関係の分が追加補正予算に振り替えとなりまして、本来当初に載せるべきものが、24年度の補正として計上される予定です。3月に確定になるのでよろしくをお願いします。

(小松委員長)

細かいところはわかりませんが、どうでしょうか。

西祖谷中学校の工事は今年で終わりですね。

(倉本教育長)

今年度で終わりです。大きな改築はこれでほぼ終わりです。後は、学校の耐震工事が若

干残っているのと、西井川小学校の工事が26年度まであります。

(岡本委員)

補修も26年で終わりですね。

(倉本教育長)

はい。26年度で終わりです。池田幼稚園とか馬路小学校とかはまだ残っています。

(小松委員長)

スポーツ健康課のところで、池田総合体育館舞台装置の修繕費などを含まれますとなっておりますが、前回もお話がありましたが、すべて見直しは終わったのですか。

(田岡次長)

とりあえず、舞台のワイヤーとか緊急に交換しなくてはいけない部分は24年度で終わりました。ただ、舞台装置そのものの老朽劣化はさらに修繕をしていかなくてはいけない段階ですので、予算としては計上しております。ここも一気に新規にするというのは難しいので、段階的にしていきたいと思います。もちろん、安全などの確保をしながらということになります。

(倉本教育長)

安全点検をしたのですが、修理などがまだ必要です。総合体育館については、今安全な状況ですが、年数が経っておりますのでロープを新たに換えなくてはいけないとかいう指摘もありますので、そういうものが予算に入っています。

(岡本委員)

それは総合体育館についてですね。

(倉本教育長)

そうです。他にはないです。

(小松委員長)

学校が休校、廃校で教育委員会から他の部署に体育館の移管が移ったと思いますが、昨年度休校になった体育館が耐震性が悪いまま残っていると書いていたと思いますが、そのあたりは、教育委員会から管轄が外れたのですが、何かされているのですか。

(倉本教育長)

基本的には、耐震工事が必要なところについては、出来るだけ財政的な負担を考えて、統合推進の話をもっていきました。残ったところについては基本的には耐震工事はしないということになっておりますので、休校・廃校になった学校の耐震工事は出来ていません。他の施設として使うとなると耐震工事をしなくてはいけない。

(小松委員長)

使っていないですか。使っているのかなと思いました。

(倉本教育長)

社会体育施設で使っているところはあります。子どもはもちろん使いません。

(小松委員長)

それではこの件については承認ということをお願いします。

⑤平成25年度三好市教育委員会重点施策についてです。

(倉本教育長)

これは何回も提示させていただいて、ご意見をいただきました。スペース的な問題もあります。この前も申しましたように、三好市教育振興計画に基づいています。委員さんより配列がおかしいなどのご指摘をいただいたのですが、そうすると振興計画から見直すこととなりますので、出来るだけ最少限度におさえるということにさせていただく。それまでに、エドバイザーの先生も学校教育についてご意見をいただいておりますので、それを踏まえながら訂正させていただきます。1ページをご覧ください。下線を引いておりますが、「蔵書の充実」というのを入れさせていただきました。また下のところに、小松委員長さんにご提言いただいたところですが、社会教育における「人権教育の強化」と、「地域啓発を推進する」というところはエドバイザーさんからいただきましたので、合わせて入れさせていただきました。2ページで、これもエドバイザーさんからですが、子どもの「郷土愛を高める」文章が欲しいということで、後ろにつけさせていただきました。3ページはこれもエドバイザーさんの意見ですが、スポーツ施設の有効活用と整備充実のところの③番のところで、「休校施設等も開放する」という言葉を入れておいた方がいいということでここに入れさせていただきました。4ページの(1)オンリーワン・スクールの推進というところにナンバーワンスクールへの実現と入っていたのですが、教育振興計画とここだけがちょっと違うので、外させていただいて②のところへオンリーワンからナンバーワン・スクールの実現を目指してというところに入れさせていただきました。それから下のところは、「学校支援ボランティア体制を拡大・充実し、各地域の学校支援の活性化を図る」というのを入れさせていただきました。5ページ、小松委員長さんの話だとは思いますが、幼・小・中の連携を強化しということと「楽しく主体的に学ぶ」ということを入れさせていただきました。(2)のところで、これもエドバイザーさんから言われたことですが、地域ぐるみで基本的な生活習慣はやるべきだということでしたので、「地域ぐるみで基本的な生活習慣の確立を図る」という言葉を付け加えさせていただきました。7ページですが、幼稚園、保育所、小学校の連携の強化のところに「教職員の資質向上を図る」という言葉を小松委員長さんからご指摘をいただきまして付け加えさせていただきました。8ページ、岡本委員さんからだったと思いますが、左の部分の内容がおかしいのではないかということで教育振興計画とは違うのですが、「教育環境」という言葉に変えさせていただきました。前は施設設備という言葉でしたが、食育とか地域ボランティアが入っているということで、教育環境という言葉に変えさせていただきました。以上で訂正をさせていただいたのですが、出来ればこれ以外のところでご意見いただいて、今日お認めいただき、学校の方へ出来れば3月中に配布をしたいと思っております。

(小松委員長)

どうでしょうか。いままでに2回しておりますので、新たに何かあればお願いします。

(岡本委員)

大丈夫です。

(谷委員)

基本的に問題ないのですが、1点だけよろしいでしょうか。9ページのICT教育環境の充実と活用のところで、③のリニューアルした各学校のHPがというところですが、元々は出来た時にリニューアルをするというのがあって、リニューアルしたHPを更新していただきますという話だったので、もうリニューアルは消してもいいのではないのでしょうか。

(倉本教育長)

わかりました。それから8ページのところで、校舎等の耐震化の推進のところで耐震化率の目標を、平成25年度90%に変更しておりますが、平成24年度80%の数字が出ておりましたので、平成25年度の数字に変更させていただきました。大体、ご意見いただいた部分を入れさせていただきましたが、言葉として入れるとなかなかはっきりと出てこない部分もありますが、ご了解いただきたいと思います。

(小松委員長)

どうでしょうか。

(委員)

いいと思います。

(倉本教育長)

これで成案ということでよろしくお願いします。

(小松委員長)

この件はこれでいいのですが、来年に向けて1件よろしいでしょうか。重点施策で、不登校の問題。今年の1年間、全国的に教育委員会とか学校の問題でいじめと体罰という言葉が出たと思うのですが、不登校の問題は学校の影の部分としてある。不登校について、もう少し取り組んで欲しいなと思うので、来年に向けて事務局で検討して欲しいと思います。

(岡本委員)

不登校については、豊かな心を育成する道徳教育の充実にありますよね。

(倉本教育長)

もう少し、表現をとということですね。「いじめ・不登校・非行の3ゼロ」の運動は三好市の重点施策の目標と言いますか、特に力を入れて欲しいところです。これは本当に大きな問題で、ゼロにしたいという気持ちがありますし、そよ風学級も登録は7、8人で、いつもは5、6人が来ている状況です。その子達が卒業していきますので、あと1人くらいしか残りません。今後これもどうするかという話になるのですが、ここに来ることを喜ぶべきなのか、来ないのを喜ぶべきかという問題もあります。学校の不登校は教育委員会も学校へ行ってお願いしておりますので、先生方が随分家庭に行ったり努力はしてくれている。

しかし、家庭によれば子どもも嫌がるし重荷になるのでこないでくれという話もあります。

(小松委員長)

この話をしたのは、教育新聞の中に各地区の取り組みがあつて、その中に不登校に対してすごく力を入れている教育委員会の話がありました。そこは学校だけにまかせるのではなくて、市の各部署との関係を強めていた。例えば、民生委員とかと連携して取り組んで非常に効果が出ているという話があつたので、是非これは教育委員会だけの問題ではなくて、もちろん家庭環境が原因でなっているというのは前提ですが、そういう面も含めて取り組んでいったらどうか。今後の課題として考えていただけたらと思います。

それでは、重点取り組みは以上でよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(小松委員長)

議題⑥平成24年度卒業式、平成25年度入学式についてです。

お願いします。

(伊原課長)

平成24年度卒業式及び25年度入学式の日程が決まりました。卒業式、入学式につきましてご出席いただく担当をお決めいただきたい。

(小松委員長)

各委員さんから出席出来るところから言ってください。卒業式からお願いします。

(岡本委員)

3月19日の辻小学校、17日の井内小学校、15日の井川中学校へ行きます。

(森本委員)

3月15日の山城中学校、17日の政友小学校、18日の大野小学校へ行きます。

(谷委員)

3月15日の東祖谷中学校、19日の東祖谷小学校、16日の櫟生小学校、17日の吾橋小学校へ行きます。

(小松委員長)

3月18日の王地小学校、16日の芝生小学校、15日の三野中学校、19日の箸蔵小学校へ行きます。

(倉本教育長)

卒園式も卒業式と同じ日にあるので、一緒に行っていただけるとありがたいです。

お願いできますか。

(委員)

わかりました。

(倉本教育長)

辻幼稚園、井内幼稚園を岡本委員さん、箸蔵幼稚園を小松委員長さん、吾橋幼稚園を谷

委員さんよろしくお願ひします。確認お願ひします。

(伊原課長)

確認させていただきます。王地小学校を小松委員長さん、芝生小学校を小松委員長さん、辻小学校を岡本委員さん、井内小学校を岡本委員さん、箸蔵小学校を小松委員長さん、大野小学校を森本委員さん、政友小学校を森本委員さん、櫟生小学校を谷委員さん、吾橋小学校を谷委員さん、東祖谷小学校を谷委員さん、三野中学校を小松委員さん、井川中学校を岡本委員さん、山城中学校を森本委員さん、東祖谷中学校を谷委員さん。

幼稚園は辻幼稚園を岡本委員さん、井内幼稚園を岡本委員さん、箸蔵幼稚園を小松委員さん、吾橋幼稚園を谷委員さんでよろしいでしょうか。

(小松委員長)

そうですね。

(谷委員)

他の学校が、幼稚園と小学校の時間が違うのですが、吾橋小学校だけ同じです。合同ということですか。

(伊原課長)

合同だと思います。

(小松委員長)

では入学式の方も決めましょうか。

(倉本教育長)

入学式は日にちが同じですので、幼稚園と小学校を合わせて行っていただきたい。

(岡本委員)

卒業式に辻と井内に行きますので、西井川幼稚園・小学校と井川中学校へ行きます。

(森本委員)

卒業式に行っていない山城幼稚園・小学校と山城中学校へ行きます。

(谷委員)

東祖谷小学校と中学校が合同なので、行きます。

(小松委員長)

芝生小学校と三野中学校へ行きます。

(倉本教育長)

では後は事務局の方で振り分けお願ひします。

(伊原課長)

確認させていただきます。芝生小学校を小松委員長さん、西井川小学校を岡本委員さん、山城小学校を森本委員さん、東祖谷小学校を谷委員さん、三野中学校を小松委員長さん、井川中学校を岡本委員さん、山城中学校を森本委員さん、東祖谷中学校を谷委員さん、西井川幼稚園を岡本委員さん、山城幼稚園を森本委員さん以上です。よろしくお願ひします。

(小松委員長)

次にその他ですがなにかございますか。

(伊原課長)

体罰の調査用紙をごらんください。

(喜多指導主事)

よろしいでしょうか。2枚の資料になりますが、1枚目が文科省からの体罰について、2枚目の方が市で行った体罰アンケート調査です。1枚目の文科省の調査ですが、これは保護者と生徒が話し合っ、体罰があったかどうかを記録する。教育委員会からも各封筒に入れて各家庭に配布する。中に返信用の封筒も入っていて、返信用の封筒に入れて学校長へ出す。学校長が責任を持って調査する。

市との違いですが、文科省の調査は平成24年4月から25年1月までの今年度という形になります。教員から身体に対する侵害、殴る蹴るなど肉体的苦痛を与える状態を具体的に書いて保護者と子どもと話し合う。市の方は、体罰があったかどうかだけで、生徒に対するアンケートを出してもらった。

2枚目を見ていただいて、1月の段階での調査が出ていたのですが、この後1月2月を含めて再調査をするということで第一報告になるのですが、締切がまだあるので池田小学校だけきていないのですが、後は大体揃っております。資料を見ていただいたらわかると思いますが、左側から学校名があつて、配布人数、回収人数があるのですが、特に中学校関係は配布した割には回収があまりよくない。例えば、三野中学校だったら160人に対して回収が143人。保護者の方がこれは出さなくてもいいのではないかとあつたのではないかと思います。

(谷委員)

参考までによろしいでしょうか。この文科省の調査ですがつるぎ町も同じものが回っているとありますが、父兄同士の話で調査を校長先生宛てということは握りつぶされないかという意見が出たらしい。これについては、そういう思いを持つ父兄もいるようです。

(倉本教育長)

全国的にしておりまして、教育委員会に報告するようになっておりますので、たぶん信頼関係の面もあるとは思いますが、そこまではいないと思います。

(谷委員)

そういう意見も保護者からはあるということです。

(岡本委員)

もう1回調査すると言っていましたが、期間は4月以後ということですか。

(倉本教育長)

そうです。1学期の終わりに実施してみて状況がどう変わっているのか見てみたい。

(岡本委員)

今回の調査以後に体罰があつたかどうかですね。

(倉本教育長)

文科省の方は、1年間のデータとして取りたいので2、3月にもう1回調査するようです。

(岡本委員)

今回が平成24年4月から25年1月まででしたので、25年度の2か月間をするということですね。

(倉本教育長)

そうです。

(小松委員長)

よろしいでしょうか。体罰が学校教育法で絶対に禁止されているのに、保護者の中には一部認める風潮がある。特に、私達の年代は100%悪いとは思えない。しかし、学校教育法では一切ダメだということですが、先生方を含めて精神的にギャップがあるのではないかなと思います。これを直していくことと、体罰なしでどうやって指導していくのだというところを突っ込んでいかないとなかなかならない。無理になくそうとするならば、先生のところに負担がいくなりしわ寄せがいくだけなので、県教委も含めて先生方に対する新しい指導法、体罰とか暴力なしできっちりとした指導ができるような研修が必要だと思う。

(倉本教育長)

体罰とか、怒鳴ったりというのは、指導力がないからそうせざるをえないということがあります。先日、NHKで放映していましたがサッカーで素晴らしい指導者がいて、全然叱らず子どものいいところを伸ばす。また、校長会でもいまのような話が出まして、日本ではいままで体罰や怒鳴ったりという指導をしてきましたが、これを切り替えるというのはなかなか大変。また、保護者の中にはうちの子は厳しくしてくれとかクラブ活動は厳しくしないと強くなるとかいう方もいる。先程、小松委員長さんがおっしゃったように直ちに意識を変えていくというのは難しい。しかし、例えば同和問題にしても男女差別にしても日本という国はずっと男性上位の社会だったし、部落差別もずっと続いてきましたが、世界的に見ればそんな状況は間違っている。それを正していこうというのが現在の社会や時代の流れだと思います。

この件に関しましては引き続き、意見交換をしたいと思います。

(小松委員長)

わかりました。他になにかございませんか。

では、以上で終わります。お疲れ様でした。

以上